

平成二十年
十一月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第二千二十七号から
第二千三十四号まで

公布又は 公示番号	題 名	公報番号	日
規 則			
五八	議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二〇三〇	一四
五九	特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六〇	単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則	二〇三二	二二
六一	農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
六二	秋田県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則	〃	〃
六三	秋田県行政組織規則の一部を改正する規則	二〇三四	二八
六四	衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則	〃	〃
六五	保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	〃	〃
六六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則等の一部を改正する規則	〃	〃
六七	知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則	号外一	〃
六八	建築士法施行細則の一部を改正する規則	号外二	〃
六九	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	〃	〃
告 示			
四六六	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	二〇二七	四
四六七	生活保護法による医療機関の指定	〃	〃
四六八	土地収用法による事業の認定	〃	〃
四六九	道路の供用開始	〃	〃
四七〇	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
四七一	道路区域の変更	〃	〃
四七二	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
四七三	〃	〃	〃
四七四	道路の供用開始	〃	〃
四七五	〃	二〇二九	一一
四七六	争議行為の予告	〃	〃
四七七	道路区域の変更及び供用開始	二〇三〇	一四
四七八	行政文書の公開の実施状況の公表	〃	〃
四七九	秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表	〃	〃
四八〇	生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
四八一	生活保護法による指定介護機関の変更	〃	〃
四八二	地域森林計画の変更の予定	〃	〃
四八三	〃	〃	〃
四八四	〃	〃	〃
四八五	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
四八六	道路の供用開始	二〇三一	一八
四八七	青少年に有害な図書類の指定	〃	〃
四八八	青少年に有害な興行の指定	〃	〃
四八九	公共測量終了の通知	〃	〃
四九〇	道路の供用開始	〃	〃
四九一	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
四九二	道路区域の変更	〃	〃
四九三	道路の供用開始	〃	〃
四九四	道路区域の変更	二〇三一	一八
四九五	本荘港に放置された船舶の撤去	〃	〃
四九六	河川区域の変更による廃川敷地等	〃	〃
四九七	建築基準法による道路位置の指定	〃	〃
四九八	産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表	二〇三一	二一
四九九	特別管理産業廃棄物処理計画及び同実施状況報告の公表	〃	〃
五〇〇	道路区域の変更	〃	〃
五〇一	〃	〃	〃
五〇二	建築基準法による道路位置の指定	〃	〃
五〇三	基本測量実施の通知	二〇三三	二五
五〇四	道路の供用開始	〃	〃
五〇五	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
五〇六	県議会定例会の招集	号外一	〃
五〇七	生活保護法による介護機関の指定	二〇三四	二八
五〇八	建築士法第十五条第三号の規定により、同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者	〃	〃
公 告			
	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	二〇二七	四
	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	二〇二八	七
	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	二〇二九	一一
	○特定調達契約に係る落札者の決定	二〇三〇	一四
	○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	二〇三一	一八

